

安芸高田市定住促進団地購入補助金について

安芸高田市では、若者の定住を促進するため、若者定住促進団地として分譲した宅地を購入し、住宅を建築する世帯に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

補助対象団地

団 地 名	所 在 地	分譲区画
-------	-------	------

現在、対象の団地はありません

補助対象者

- 1 補助金交付後 10 年未満で宅地を第三者に転貸し、又は譲渡しない方
- 2 安芸高田市への定住を目的に、補助対象団地の宅地を取得した若者世帯
- 3 補助対象団地の宅地の所有権を共有している場合は、所有権の 2 分の 1 以上有する方
- 4 過去に当該補助金の交付を受けていない方
- 5 移転補償又はその他の補助金を受けていない方
- 6 補助対象者及び世帯員が市税等を滞納してない方
- 7 補助対象者及び世帯員が暴力団員等でない方

補助金額

条 件	補助金額	限度額
定住を目的に対象団地を取得する若者世帯	団地購入費×10%	100 万円

申請方法

この補助金を受けるには、補助対象団地の宅地の売買契約が完了した日から 3 か月以内に以下の書類をそろえて、安芸高田市企画部政策企画課に提出してください。

- 1 定住促進団地購入補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 2 申請者及び同居予定者の住民票の写し
- 3 土地の売買契約書等の写し（取得価格がわかるもの）

申請の変更（中止）

補助金の交付決定を受けた方が、申請内容に変更（中止）が生じた場合は、定住促進団地購入補助金変更（中止）承認申請書（様式第 4 号）を提出してください。

実績報告

補助決定者は、補助対象団地の宅地の登記が完了した日から 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度末のいずれか早い日前に、以下の書類をそろえて、安芸高田市企画部政策企画課までご持参ください。

- 1 定住促進団地購入補助金実績報告書（様式第 6 号）
- 2 宅地購入費等の領収書の写し
- 3 宅地の登記事項証明書の写し

補助金の請求

補助金の額が確定した方は、住促進団地購入補助金交付請求書（様式第 8 号）に捺印して安芸高田市企画部政策企画課へ提出してください。

請求書が提出された後、補助金を交付します。

（注）補助金の返還

以下の事由により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

この場合において、返還金額は補助金の交付を受けた日から起算して 10 年に満たない期間の年数（1 年未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）に補助金額の 10 分の 1 の額を乗じた額とする。

- 1 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けた者
- 2 補助金の交付を受けた日から 10 年未満で宅地を第三者に転貸し、又は譲渡したとき
- 3 補助金の使途が不相当と認められたとき

定住促進団地購入補助金申請の手続きの流れ

